

平成 26 年

新 城 市 教 育 委 員 会

4 月 臨 時 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

平成26年4月新城市教育委員会定例会会議録

1 日 時 4月15日(火) 午後2時から

2 場 所 教育長室

3 出席委員

馬場順一委員長職務代理者 川口保子委員

花田香織委員 原田純一委員 和田守功教育長

4 説明のため出席した職員

夏目道弘教育部長

5 書 記

なし

6 議事日程

開 会

日程第1 協議・報告事項

教育委員会制度の改正について

日程第2 その他

閉 会

## 日程第1 協議・報告事項

### ○委員

まず、教育委員会制度の見直しということですが、まずは提案していただけますか。

### ○委員

資料を用意しました。

とりあえず私のほうで、どんなものが問題であるかというようなことでちょっとまとめましたので、これを見ていただきたい。

一つは教育委員会制度の改革に関する与党合意ということで、自民、公明の合意案、これは先日の教育委員会のときにお配りしたものです。

二つは全国市町村教育委員会連合会会長の名前で、今後の地方教育行政のあり方に関する意見が出されております。その資料をきょう用意してました。

それから、三つ目として、参考資料として、教育委員会制度の改正の経過ということで、どのような議論を経て現在に至っているかといったこと、関係法令として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律という参考資料を用意しました。

それからもう一つ、地方教育行政の改正案が閣議決定されたので、その資料をちょっと用意しましたので、お願いします。

地教行法改正案を閣議決定と。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案が本日閣議決定されました。本法案は教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長と教育委員会との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るなどにより、教育委員会制度の抜本的な改革を行うものであります。

具体的には、一つは、従来の教育長と教育委員長を一本化し、新たな教育長を地方公共団体の長が議会の同意を得て3年の任期で直接任命する。

二つ目に、首長が教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定するものとする。

三つ目に、大綱の策定、重点的に講ずべき教育施策、緊急の場合に講ずるべき措置について協議するため、首長と教育委員会をもって構成する総合教育会議を設けること。

四つ目に、文部科学大臣が教育委員会に対し指示できる場合の要件を明確化することなどを法案に盛り込んでいます。

施行期日は2015年4月1日としている。

今後、国会においてご審議をいただき、この法律案の速やかな成立に向けて努力してまいりますと考えているとのことです。

この場で協議していただきたいのは、新城市として教育の中立性、継続性、安定性を維持するための仕組みをどのようにしていくかということの協議であります。

首長が変わっても教育長が変わっても、やはり新城市として新城教育として不易なもの、それが維持できるために5点、こういった点で考えたらどうかということで取り上げてみました。

1番は、市長と教育委員会との関わり。

2番は、教育長と教育委員との関わり。

3番は、総合教育会議と教育委員会との関わり。

4番は、新城教育の目指す基盤の策定と。これは、もっと言うならば、新城教育憲章といったようなものを策定することによって不易を維持するといった形に進むことができたらなということでございます。

5番目では、新城教育の実現に向けた教育行政運営方針の策定ということで、教育行政の大綱の策定、教育行政の専門性を発揮した事務局人事のあり方、教育予算のあり方など諸課題があるのではないかとということです。

とりあえず5つの点を提案させていただいたわけですが、これ以外の点がありましたらまた加えていただいて、順次協議を進めていくことができたらと思います。

また、問題が広く複雑なだけに、1回だけの会議でなくて、この問題に特化した臨時教育委員会会議を今後開いていくということで、しっかりした方向性を定めることができたらなということをお願いします。

ただ、期日といたしましては、地教行法の施行が来年の4月1日だということでありますので、その前に、本年度の前半ぐらいのところで策定し、そして市長等を交えた中で協議をきちんと定めたいと思います。

以上です。

○委員

今の説明なんですけれども、教育長と教育部長、あと教育委員長がいますよね。

○委員

教育委員長という職責があり、教育長という職責があり、教育部長という職責がありますよね。

今まであったものが、その三者の中で、職責の割り振りみたいなものというのはどういう感じになるのですか。

何というか、今まで一応、教育部長は事務局の長と、所轄して責任を持って運営していただくよという立場ですよ。でも、やっぱり教育部長さんがいらっしゃるということですよ。

そうすると、今まで教育委員長がというふうにして言われていた部分のところは教育長さん、兼務というか、教育長さんがやられることになって、事務局のトップみたいなものは実質的に教育部長みたいなことですか。

○委員

この文言でいうと、いわゆる教育長と教育委員長のそれぞれの立場を一体化したものというスタンスなので、基本的には、教育長には事務局のトップとしての責任があり、教育委員長という立場でいうと教育委員会会議のトップということであったんだけど、それも教育長のところへ持って行って、全ての責任を教育長のところで受けるというスタンスで責任の明確化ということになっているわけなんです。だから、教育長と教育部長の関係は今までと変わらないことになります。

○委員

ただ、実質的なところでいうと、それは法令規則的なところでそういう事になっているんだけれども、何か事があったときに、現実、責任をとるのはこれまでも教育長の立場であったんです。

○委員

そうですね。

それが、何かわかりづらかったというか、それをどういうふうに理解、把握すればよかったのかというのをつかみかねていたというよりかは、社会がどういうふうに理解をすればいいのかということ、どっちなんだと思っていたことは確かかなというふうなのは、私なんかでは感じるところではあるんですけども。

うちは小さな団体ですけども、理事長がみえ、事務局長がいます。私は実質的にはそこで事務の一切をやる立場ですというふうな形になっているときに、事務局の都合みたいなことと、組織として一体何を掲げていくのかという理事長トップの考え方というのは、ちょっと違ったりすることはありますよね。

そこで実際に動かしていけるようにすることには違いないんですけども、大前提として組織の大義みたいなものが絶対侵せない、そういう関係にあるからこそ侵せないというところがあったんですよ。

○委員

何というか、今までも、いわゆる規則上は教育委員長がトップであったと。ただ、実質、運営上でいうと教育長が全て責任を負うというスタンスで来ていたということを考えると、今回の改正というのは、そういう面では実質のところは歩み寄ったということですね。

ただ、教育委員会制度というのはあくまでも教育長や事務局の暴走を防ぐためにしっかりとチェックできる、そういうレイマンコントロール、まさにコントロールの体制としてこの組織があるということなので、そういった部分で、教育長の権限とやはり教育委員、委員会の権限といったようなものも、今回の法令でもきちんと明確化されてくるというふうに思うんですよ。

ただ、一般市民的には、現実に合わせてということによって理解しやすい組織になったのではないかということなんですよ。

ただ、そうは言っても、今度は例えば教育長と教育部長の関係でいうと、市の規則というでいうと、なかなかまたこれは権限の問題、微妙なところがあるんですよ。予算執行権とか決済権とかについて。

○事務局

そうですね。

教育委員会の事務局員は、市長から教育委員会出向を命ずるという辞令をもらって、教育委員会名で、例えば私なら教育部長を命ずるというような辞令をもらっているんです。実態としては、教育委員会は市長部局から独立した組織ではあるんですが、では完全に独立しているかという、そうではないんです。人事権しかり、予算編成権しかりなんですよ。独自のものはないんですよ。

ですので、教育長は別ですけども、私以下の事務局職員というのは、どちらかという

と市長権限のある事務を行っているんです。

例えば、予算の執行なんてまさにそうです。教育長には、予算のいろいろな執行に関する専決権がないんです。教育長には、それぞれの教育委員会の事務局の課長が決定をする権限を持っている、私も持っていますし、私でも責任を負いきれない部分はもっと上へ行くんです。副市長だとか市長に決済をもらうというような事務をやっているものですから、ちょっと二重の性格を持っているというような感じなんですね。

○委員

事務局のトップといいつつも、予算の専決権を持っていないということは、手足をもぎ取られているということなんです、現実には。

しかし、決裁権というの、この組織のトップだから決裁権は持っているわけです。だから、そういう矛盾の中にいろいろな組織が成り立っているわけです。

○委員

だから、いろいろな部があるでしょう。その中の一つに教育部があって、その教育部が教育委員会の事務局であると、そういうふうに考えればいいですよ。

○委員

例えば人事でいいますと、事務の方の人事は教育部長さんがお持ちになっていて、査定とかありますよね、また、先生方には教育長さんという、そういうようなことですか。

○事務局

ちょっと違います。

要するに市長部局の、いわゆる市の職員としての市役所の中の人事については人事部門があるし、市長にその権限があるということ。市長の権限でいわゆる市役所人事は動いているということです。

ですので、私の教育部長としての立場の人事も、教育長に決定権はなく、市長にあります。先ほどの予算と一緒になんですね。

ただ、教育委員会のほうが市長部局から独立した組織であるという、これは組織の仕組みとしてあるものですから、その辺の整合をどういうふうに捉えるのかというところで人事にしても予算にしても、特に予算は市長が編成権を持っているのですが、市長独自で教育費予算を組めないんです。必ず教育委員会と協議をして教育費予算は編成しなければならないというのが法律で定められているんですね。

人事は特にそれはないんですけれども、市長が勝手にやられても、これは教育委員会としては困ってしまうものですから、必ずその辺の事前の協議というものは内々であるというようなことで、何とか整合を持たせてはいるんですね。運用でそれをやっているというような感じですね。

○委員

だから、結局、今、現市長が言われるように、予算権が、いわゆる予算を教育委員会にきちんと分離して、そこで独自にできるということであれば、これは教育長決裁の形で動かせるということになるんですけれども、現状の中では、全部、教育長と市長部局の関係も、教育長と教育委員会の関係も非常に微妙なバランスの中で成り立っていると。だから、

従って、外から見ると非常にわかりにくいと。だから、戦後60年たってここを抜本的に見直そうというのが、一つの今回の大きな目的ですね。責任の明確化というのは。

#### ○委員

僕は、これまでの仕組みを変えるときは、少なくともこれまでよりよくなるという見通しをしなければいけないと思うんです。その見通しを、果たしてこれで持てるかどうか。僕はちょっと疑問に思います。

今、問題になっている沖縄の竹富町の問題でも、あれもどこかの市長が尖閣の領土問題にナイーブになっている市長で、その意向を受けてその市の教育長が、何か、教科書採択会議の仕組みを強引に育鵬社へ持っていったので、それを竹富町がわずか三、四千人の小さな自治体の教育委員会が国を相手にやるということをやっているし、それから沖縄県教育委員会も竹富町の意向を尊重すると言っています。

だから、市長の言いなりになるような教育長が出てくると、これは困るんです。例えば、大阪のある市で、市長に言われて教育長が教育委員会の会議も通さずに「はだしのゲン」の本を学校から集めてしまった。それで校長会か何かで文句が出てまた撤回したけれども、そういうケースがありました。

これまでだって、大多数の市長は問題はないし、市長の選んだ教育長が大体100%近く選ばれています。国とか市長の思いどおりに教育が動かされてしまうリスクのほうが、これのほうがはるかに大きいと思います。

今までだと大体は教育長が責任をとっていましたね。何も問題はないんです。何を今になって変えるんだという思いを持ちます。

#### ○委員

大津市のいじめの問題で、テレビでもよくやっていたんだけど、結局、教育委員長さんは非常勤の市の職員ですよ。ですから、現実的に大きな問題があったときに非常に動きが鈍い。だから、実際には教育長さんが全責任を持ってやっていたとは思いますが、教育委員会の会議そのものは教育長ではなくて教育委員長のほうが主宰をして責任を持っていくものですから、そこら辺の動きであそこの市長さんは非常に憤慨をしていて、市長権限でいろいろなことをやっていたということがありますよね。

あの大津市の市長さん、あの人は要するに、市長というのは市民から選ばれていると。だから、そういうふうにして市民から選ばれた者が市民の意向を受けて判断してやってくんだから、むしろ制度を変えたやり方のほうがいいんだということを盛んに強調していたんですね。

私はどういうふうに思っているかということ、今までのレイマンコントロールの教育委員長さんのやり方のほうがいい部分と、新しい制度のほうがいい部分との検討をしないといけないと思うんですね。

#### ○委員

実質的に、もう今までも教育長さんがほとんどやっていて形式的な委員長さんだったから実質に合わせたほうがいいのかというふうになれば新制度のほうがいいと思うし、今までのレイマンの委員長さんのほうがこういう点でよかったからやはりこれは変えるべきでは

ないのではないかというところをきちんと検討しないと、何となくこっちがいい、何となくこっちが悪いではなくて、やはりその検討をしっかりとやっていくことが大事かなというのを思います。

○委員

でも、大津のこのいじめ問題から起こってきたと思うけれども、あれだって組織の問題というよりかは人の問題だと思います。

それから、人の問題とはいえ、あれは学校とか教育委員会で何とかしろといってもちょっと無理だから、そんなのは第三者委員会が調べたって結論が出るまでに長くかかっていませんか。迅速になんて対応してません。学校とか教育委員会で何とかするとしたら、この子を自殺に追い込んだのはお前だというふうに言わなければいけないわけでしょう。そんなこと軽々に言えるわけがないです。

それで、全国のほとんどのいじめ問題というのはちゃんと学校や教育委員会が解決しているではないですか。ほとんどは。あらゆる問題で学校で何とかしろといって、それも理不尽な話と僕は思うんだけど、その大部分は学校や教育委員会で解決しています。

それから、あれはやはり、新城市長は教育委員会の運用の問題だということをこの前言われたけれども、それともうひとつは人の問題。

新城はどうだと言われればちょっと自信はないけれども、あれは人の問題であり、こういうシステムとか組織の問題ではないと思う。

あれでもって変えてしまうというのは、危ないなと思う。かえって悪い面がこれから出てくるのではと心配しています。

○委員

人の問題というのは、あらゆる組織が全てそうなので、私も自分が教育委員になって、それで今の政府がこういう案を出したということもあるんだけど、やはり先ほども言った、実質的な仕事の中心者である教育長さんと別に教育委員長さんがいる、そういうシステムが本当にいいのかどうかということがちょっとよくわからないものですから、まだ自分としては余り意見が言えないんだけど、そこら辺の、別の教育委員長がいたほうがいいという、そこら辺のことは今まで皆さん方のほうでどうでしょう。

○委員

私も本当に、2年間やらせていただいて思ったことは、例えば3月31日の件とか4月1日の任命の件とか、特にああいうときにはものすごく違和感を感じますね。

やはり、教育長さんがああいうときにはぜひ出ていただいて、ご苦労さまでした、あるいはこれからお願いしますということをやすべきだと、強く思いました。

○委員

そうですね、ええ。

普段の会議の議長さんというんですか、それをするぐらいのことは、はっきり言えば誰でもいいと思うんですけども、やはり内実のものと対外的な責任のあることは、やはり教育長さんが前に出ておやりになるべきだと、強く思いました。

○委員

それでまずほとんどは、責任は全国どこでも教育長が最終的にはとってきているし、それから実質市長の意向の下で教育長になっているし、実際に教育長が動かしているし、これまでの制度で何も問題はないと思うんです。

要は、こういう仕組みにしたその意図、これは明らかに国が首長、教育長を通して教育を自分の思いどおりに動かそうという考えですね。

それは、太平洋戦争であれだけの思いをして、みんながもうこんなことはこりごりだといって反省して、これから日本は平和と民主主義で行かないといけないというあの反省を崩してしまいますよ、これは。

だから、民主主義以上のいい制度をまだ人類は発明できていないんです。それは、一番すごく優秀な人の言いなりになるプラトンの哲人政治、あれがいいけれども、そんな哲人なんかいませんし、そんなのはだめ。やはりみんなで話し合っただけがいいというのをアリストテレスが言っている。2,000年以上前に。僕は、それは今も生きていますよ。

民主主義なんて、手間取る。迅速にできない。これは欠陥だけれども、これ以上の制度がまだわからない、人類は。

○委員

そうすると、要するに教育委員長さんがいたのは、やはり教育委員会のあり方を、いわゆるレイマンといわれる素人の人たちが自分たちなりに判断して、やはりそれは行き過ぎではないかと、ここのところはもう少し考えてもらいたいと素人目で見ただけで、専門家がやっていることがよくわかる。

素人なりにそこら辺の違和感を感じてストップをかけることができるから、そのほうがいいじゃないかと、そういうことですね。

○委員

そうです。

○委員

なぜ、今変えないといけないか。変えないといけない理由は何なんですか。

責任がはっきりしない。市長がトップになって、その責任というのはどういうふうにはっきりするんですか。次の選挙で責任を果たすんですか。

そんなのは、市長だって首長だって、東京の都知事みたいに、民意で選ばれた人が途中でだめになってしまっています。そんなものでいちいち教育が右へ行ったり左へ行ったりしてはいけません。

民意、民意というけれども、そこが民主主義の弱さとか欠陥というのを補うのがこういう教育委員会制度だと思うんです。中立性、安定性、継続性というね。

○委員

流されますか。

○委員

それから、何か責任の所在がはっきりしないというけれども、これは、先に委員が言っていたレイマン、そんな素人の委員長を記者会見なんか立たせられるわけがないんです。

下手なことを言えばどうなるかわからない。これはやはり教育長が立ちますよ、プロが。

#### ○委員

教育委員長が記者会見の場に出てこないからといって責任を逃げていないことにはならないと思うというわけですよ。

でも、一般の目から見ると、教育委員会のトップというのは教育委員長ではないのかと。だとすれば責任をとるのは委員長ではないかというふうにして、皆さん、教育委員会制度を勉強して市民になっているわけではないので、そういう気持ちもわかるんですよ。

私、思うんですけれども、先生が言われるとおりそれぞれ一長一短あるなと思うんです。教育、私は、どちらも半々というか、いいところがあると思っていて、先ほど申しましたけれども、そちらの都合だったりとかいろいろな状況の中で、ずっと走っていくのに対して組織の理念みたいなものはどこが押さえて、それと現場の都合みたいなものとか事情みたいなものとか便宜的なものとかということ、例えば日常でいうならばそういうようなところを図っていけるのかというふうなこととかがあるのかなと思うので、やはり一つ、そこで教育委員会としての意思とかというのをきちんとつくって、それを示せるということが大事かなと。

教育委員長は、そこで一人、私がこう言ったらその発言にその人が象徴されるわけですよ。教育委員会がこう言っていますと。

でも、議会なんかを見てもそうですけれども、議員は一人一人では発言できませんと言われます。市民会議なんかがあるんですけれども、市民会議のときに議員さん出てきてください、皆さんが考えていらっしゃることを発言してくださいというようなことをお願いすると、私の発言は私の発言であり、これを議会の発言だというふうにして皆さんに受けとめられると大きく齟齬、現実の状況とそれに対して議会が責任をとれるのかと。

なので、そうすると、その議員が、例えば教育委員がこう言っていますというのは教育委員会の意思ではないですよ。教育委員会の意思は誰が代表して、責任をとってこうですというふうに言えるのか。そういう存在としての委員長というのがいることが、私は一つは意味があるのかなというふうにして、ちょっと思っていました。

でも、一方で言われているように、非常勤の委員長というのが責任をとってくださいと言われる。それは、私が例えば委員長だったら、責任をとって辞任いたします、やめるのはやぶさかではないですけれども、それが、ではそうやって言って私がやめたことが本当に責任をとったことになるのかといたら、またそれもちょっと違うこととか、負いきれないものを今まで架空の形の中で教育委員長が背負っていたかなというふうな気がするんですよ。

そこはやはり、ではどういうふうにして責任をとるんだという、どこに責任があるんだということを市民に対して説明ができるような形をとっていける、そういう制度にするのが大事なんじゃないかなと思うんですけれどもね。

今まで建前で教育委員長が首を切られたりとか、頭を下げなくてよかったというのは幸いなこと、幸いな状況ではあるんですけれども、それでいいじゃないと本当は思うんです。

何かあったらすごく大変なことだったりとか、このまま行ったら危ないぞというときに始めてレイマンコントロールみたいなものを発動しなければならないわけで、状況としてうまく進んでいるのであれば、また、いろいろな議論をすることは大事ですけれども、いろいろな議案が上がってくることに关してすごい熟慮に熟慮を重ねて、いろいろな状況を加味して、これが最善ですというふうなものが完全な形で出てくるならば、それで結構でございますというほかはないわけですよ。

何も考えていないのはだめですけれども、それらをちゃんと読ませていただいて、ああ、これだったらいいですねというふうなことであるならば、そこでおれたち市民の意見を聞くべきだみたいな形で、ここで喧々諤々というふうなことでもなくてもいいのかもしれない。

なので、何かがあったときの制度ということと、常に運転していく制度というのが混同されているところに、委員長の立場の誤謬みたいなものですかね、があるかなというように思います。

○委員

お話を聞いて思ったんだけど、例えば委員長がいたとしても、非常勤だから要するに重みがないというんですか、責任をとるといっても、何と言うんですか、先に言われたようにやめることはやぶさかではないがとおっしゃったけれども、やはり非常勤と常勤の違いというのは大きいのかなと思いました。

今、何かのときとか、普通のときとのあり方とか、もう一つ加えるなら非常勤だから重みがないんだろうなということを思いました。

○委員

私は、重みがないというふうな意味で申し上げたのではないのですが。

○委員

自分がそれだけのことを実際に積み重ねてきて、もちろんそれは意思決定はしているので、その意思決定に対して思いがもちろんあると思いますが、ではあれはどうなっているんですか、これはどうなっているんですかというふうにして聞かれることに关して、教育委員長って、あれはこうです、これはそうです、3年前はこうで3カ月ぐらい前からこうなりましたということを自分の言葉で説明ができるような存在かということ、そういう存在ではないではないですか。

だから、それに対して責任をとれというふうにして、責任をとりますというふうにしてやめるのだとすれば、その求められていることに対して、自分が、私がかわりにやめるとしたら、それは責任をとれていることになるんだろうかということ、ちょっと感じると、そういうふうな意味合いです。

○委員

教育委員会というのはね、あくまでも合議制なので、教育委員長には特別な権限というのは、これは何もないんですね。

○委員

ないですね。はい。

○委員

だから、やめるんだったら教育委員が全員やめないといけない。

○委員

例えば新しい制度になったときに、市長さんが理不尽なことを教育委員会なり教育長さんなりにおっしゃったとしますよね。それを私たちは、例えば理不尽だ、あなたはこれで終わりですよと言ったら、私たちとしては、教育委員としてはもっとやってほしいと思ったときにどういうふうにしてそれを阻止するかということですよ。

○委員

そうですね。

○委員

で、もう一つは、例えば教育長さんの独断というのか、そういうのがとてもこのごろちよっと強いなどと、思ったときに、それをいかにして私たちが教育長さんに対してストップを言うかという、そういうことですよ。それがどういうふうにして実現していくかということかなと思うんですけども。

○委員

例えば、静岡県の知事が、全国学力テストの上のほうを発表してしまったでしょう。というのは、下のほうを発表したのと同じことなんですよ、裏返しですから。

ああいう、知事とか市町村長というのは、やはり選挙に勝つために、これは余り変でもないかもしれないけれども、とにかく学力調査で全国平均よりも必ずよくするなどという公約をして、それで当選すれば、これは教育長を通じて学校へそれが流れていけば、もう学校は学力テストに振り回されてしまいます。そんなのは正しいことではないでしょう。学力テストだけで学校教育が動くなどというのは。

それを食いとめるのは、やはりこういう教育委員会なんです。そんなことを言ったってだめだよということ。

なので、そういう市長とか教育長の暴走をとめる、それが先に委員が言ったレイマンコントロールですからね。

○委員

ずっと振り返って、首長の暴走は多々あるけれども、教育長の暴走って聞いたことがないんです。だから、バランスとか中立性ということを考えるために、首長が暴走したときに首長と教育長が言い合うという、こういうケースはあるけれども、教育長が暴走して、教育をむちゃくちゃにするという話は聞いたことがありません。

○委員

だから、むしろ首長のそういった意見が反映されて今回のものも出てきているというところがあるんです。

それで、首長の附属機関として教育委員会を置けというのが、そういう自分の思いどおりに、政治家の思いどおりに教育をやらせたいという人たちがそうやってきたんです。

だけど、大半の、やはり教育の中立性を考える首長さんたちは、そうではなくて、附属機関ではなくて執行機関にすべきだと。自公の話し合いでも、公明党はやはり教育の独立

というのは大事だからということで、自民党案に対して執行機関だということを通して、執行機関ということはこれで確保というか、保持されたわけです。守られたわけです。

だから、いわゆる法律上の教育委員会の執行機関として、中立性としてその意思を尊重するという部分は今回の法律でも守られているという、担保されているという状況になっているわけ。

ただ、そのところで、一つは首長が総合会議を主催するとかという部分において、これまでと、あるいは大綱を決めるという部分において、首長の意見が今までよりも一層教育行政に反映されるようになってきているという、その部分なんですね。

この部分に対していかに私たちが教育のそういった部分を、中立性を守るかというところのいわゆる仕組みをつくっていけば、一番最初に言ったように、首長が変わっても教育長が変わっても新城教育はきちんと不易のものを維持できるという体制になるということなんですね。

#### ○委員

それに、ちょっと思っていたんですけれども、例えばちょっと前になりますけれども、犬山の石田さんのときに学力テストを、教育長さんが、犬山は受けないという話がありましたよね。それで、石田さんがおやめになって新しい方が市長さんになられたときにその教育長さんがおやめになったというか、やめさせられたという形になりましたけれども、あれはどういうことだったのですか。

#### ○委員

教育長さんの意思が強かったんですね。だから、それですずっとやってきて、新市長になってからもいわゆる教育委員会は首長とは違う路線を通してきてということなんですよ。

それで、新しい方が教育長になったんだけど、かといって、学力テストは復活したけれども、それ以外のところで現場に対してそれほど大きな変化をもたらしたということはない。

全国が副読本等で注目したけれども、そんなものは三河はもう何十年も前からつくっているんです、独自のを。だから、そういう面でマスコミ受けはしたけれども、現実のところは学力テストを除けばそれほどオール愛知としてやっていることには変わりないということなんですよ。

#### ○委員

で、新しい市長さんはそれについて口を挟んだということになるんですか。

#### ○委員

だから、学力テストを受けないということに対して、市民の声としてそんなことでいいのかという声が強かったのですね。

#### ○委員

だから、それに似たようなことは今後も起こる可能性がある。

つまり、市長が、今はこういうような教育をやっているけれども、こんな教育でいいのかと。おれはこういうふうに教育をしたいよといった、そういう市長が当選すれば、そういうような圧力をかけてくることは当然考えられるということですよ。

○委員

そのときにいかに守るかということですよ。

○委員

最近の首長の傾向として、要するに教育の内容まで関わってきているんですね。つまり、政治力をもって教育の内容を動かそうという、そういう形になっているので、これはやはり委員さんが言われるように、いつか来た道につながるという恐れがあるから、そのためにやはりきちんとそこは、権力とは違うんだというところを堅持していかなくてはならないなど。

権力に左右される教育は、その都度右へ左へ動いてしまうので、一番被害をこうむるのは子供たちであり、保護者であるということです。

○委員

そここのところが非常に大事なことですからね。

今、委員さんの言われるとおりでと思うんですよ。やはり教育の独立というのか、権力に左右されない、政治に左右されない部分はすごく大事なものですから。

ただ、そのためにはどういうふうにしていったらいいかということは、なかなかいろいろな運用があるので難しいと思うので、それを考えていかなければいけないんですけれども。

○委員

総合教育会議、このことを聞いたとき、私はどちらかというとも市民何とか会議というふうなことを教育委員になるまでは結構声をかけていただいていたものですから、そこから考えると、まちづくりという観点で見たときに、教育ってすごく大事なんですよ。次の世代、地域の継続性を考えるところで教育というのはすごく大事で、教育委員会にこんなことをお願いしてみませんかというお話って、そういう企画会議でいっぱい出てくる。

何もかも皆さん時間が、子供たちも時間が限られている中であれもこれもやってくれというわけではないんですけれども、こういうことをやるのでぜひ子供にも来てほしい、親子で来てほしいと。そのときに学校を通じてインフォメーションをしてほしいとか、一緒にワークショップみたいなものに市民が出かけて行って教室をやれないかというふうな話が出てくる。

また産業みたいなことで、スーパープロフェッショナルハイスクールでしたっけ、何か。

○委員

あの、職業に特化した、スーパーサイエンスの後、去年ぐらいにできた制度か何かだと思うんですけれども、そういうふうなものが出てきたりして、これは高校の話なんですね。商業高校とか工業高校なんかで最先端の技術に触れるような、そういうプログラムをつかっていこうみたいな話がある。それは国家戦略にすごく大きく影響しているんですね。

終身雇用制がなくなって、職人を企業が育てていくような力がなくなった中で、日本の工業というのがすごく低迷してきているのではないかと。そこを教育の中でやれないかというのでスーパープロフェッショナルハイスクールだったと思うんですが、そんな感じの名前の制度ができてきていたりする。

なので、社会が教育というところにすごく注目をしている、期待をされていて、手をつなぎたいと思っている。そういう部分をすごく感じるなというふうにして思う部分と、今までずっと先生方が話をされているみたいになにか来た道というふうなところを、同じ轍を踏んでなるものかというのと二面あるなど。

多分、一般的に話をするときには、私が先に言った地域・社会の継続性において教育が非常に大事なところなので、やはり政治とそこはうまくつながっていかないといけないんだみたいな言い方を当然されると思う。それは非常に説得力のあることだと思う。

でも一方で、ちょっと思想統制に入っていくとか、そういうふうなことというのは忘れられているんですかね。どうなんですかね。そんなことはないですよ。

○委員

忘れるというのは。

○委員

忘れるというか、もうそんなことはないよ、今は21世紀だというような、そういうふうな感じになっているのかどうか。

そこを、その会議の立ち位置がどうなのかというふうなものと、ここの教育委員会がそこどうにかかわっていくかというふうなこともあると思うんですけども、お互いにきちんと守っていくところというのと、やはり手をつなぎたいというふうなところというのを、私たちがどう咀嚼してどう運用の形をつくっていくのかというふうなことを思うんですけどもね。

うまくすればするっと入り込まれて、するっと利用されてしまうかもしれないしという。

○委員

今、委員が言った、まちづくりに教育の問題というのは、確かに大きな問題なんですね。

これはやはり、市長はいろいろ考えているだろうけれども、それを酌み取るというのか、そういう組織って今まででもあったのでしょうか。

○委員

生涯学習、社会教育のほうではまさに教育委員会が、この間もスポーツ推進委員会があったけれども、やはり市民のスポーツのために頑張ろうということで教育委員会の一つの組織として教育長が委員を任命して、そこでもう一生懸命動いていただいた。皆さん仕事を持ちながら推進委員の仕事をやっていただいているわけです。文化でも一緒。

だから、いわゆる社会教育という立場も教育委員会の方の大きなウエートをもっており、もう一方に学校教育があるわけです。

だから、いわゆる心の教育の部分、あるいは心の豊かさの部分、あるいは生きがいの部分、こういったところに対しては全部教育が関わっているわけですね。土木、建築、経済とか観光とか、そういう部分は市長部局が抱えているわけです。

この、いわゆる教育委員会から生涯学習の部分が、法律を改正して市長部局へ行ったら、もうこれは、前回もやはり首長たちの結構意見が強くて、向こうへ流れていったわけですね。

今回は学校教育の部分まで云々という意見が最初はあったけれども。

○委員

だから、本来、やはり市民の文化だって中立的であるべきものだと思うんです。その意味合いでは、戦後発足した教育委員会制度の中で生涯学習と学校教育をきちんと担っているというのは理にかなっている制度だというふうに思うんですね。

○委員

だから、日本では教育委員会が独立していて、首長のまちづくりがそのために進まなかったなどという話は、ないでしょう。

○委員

進めることはあっても、進まないということはないですよ。

○委員

それは、今は本当に共育みたいなものがそういうものの非常に象徴的なところだったりすると思いますし、キャリア教育なんかでも市民の力をもって私たちも社会を担う若者を育てていきたいと思いますというふうな考え方だし、それに対して一肌脱ごうじゃないかというような企業があちこちにある。これが非常にいい形だと思うんですけども、いつの世でもそれが実現するとは限らないみたいなところがあるからこそ制度をどうするかということをもみな一生懸命考えなければいけないということだと思うんですけども。

○委員

いいですか。

私が思うのには、例えば、今のところ新城では、非常に世の中も順調だし教育もしっかりやっていたらいいし、市長さんもそれなりの政策をやってみるのでそういう問題は起こらないと思うんですけども、やはり、先の竹富町の教科書採択の問題だとか、地域によってはそういうことが非常に明確に問題化されることがあるんですよ。

そういったときに、やはりこの教育委員会制度というのは非常に大きいものですから、やはり制度そのものはしっかりと考えておかなければいけないと思うんですけども、私、ちょっと、先の大津の市長の言ったことにこだわるんですけども、あの人は何と言っているかという、市長がそういうことに関わっていくほうがなぜいいかという理由の中で、市民に選ばれたということを使うんですよ。市長は市民に選ばれていると。

だから、先ほど先生が言われた民意、民意を市長が実現するんだから、市長の権限が教育委員会に及んでも、それは民意だからいいのではないかという、そういう考え方なんです。

それで、もうちょっと突き詰めていくと、教育委員にしろ教育長にしろ、市長に推薦されて議会で承認を得るわけだから、何年かそういう市長の体制が続けばみんなそういう方向になることはもう間違いないですよ。教育委員がまた選挙によって選ばれれば別だけど、そうでない以上は、何年かすればその市長の考え方に染まっていってしまうことはもう間違いない。

○委員

その民意も、右に左に揺れるんですよ。

○委員

それは、市長の考えは尊重しなければいけませんよ。これは間違いなく。住民の代表ですから。しないといけないけれども、その言いなりになるというのが、尊重するとは違うと思うんですよね。

○委員

そうしますと、昔、教育委員は選挙で選ばれたというじゃないですか。

○委員

公選制というのは、あったことはあったんです。

○委員

なぜそれをやめたかということと、それからやはり、選挙でやはり当選するには耳ざわりのいい施策とか言葉が要るじゃないですか。そうすると、結局ばらまきになるというんですか、やはりそんな人ばかりが集まった教育委員会でも困りますよね。

だから、私は選挙でないほうがいいなということは思いますし、確かに選挙で選ばれた市長さんや議員さんはすごいとは思いますが、やはりどれだけこちらと、それから耳ざわりのいい言葉を、失礼な言い方ですけども重ねてこられたのかなということもあるかなとか思います。

だから、言いたいことが言えない、そういう議員さんや市長さんでも困るし、教育委員も困るかなと思うんです。

○委員

公選制ではなくなった理由は、政党の意向とかそういうふうなものに、議会同様教育委員もすごく左右されてしまうといけないよねという話から公選制がなくなったというふうにして。そんな感じですかね。

○委員

そうですね、はい。背景にはそういったことがあります。

いわゆる政治家さんと同じシステムなもんですからね。

○委員

一方で、そういうふうなものがないならば、本当に選挙に裏打ちされて出ている代表だとすれば、もっともっと本来職責と背負っている背景みたいなものがうまく合致していいんだらうなと思うんですけれども、ああそうか、大変なんだなと思ったんですけれども。

○委員

何か、私、先生の言うこともわからないわけではないんですね。要するに、民意は揺れ動くものだから、選ばれる人も民意を反映しているけれども、常に中立的ですばらしい人ばかりが選ばれるわけではなくて、時々変わったような人も選ばれてしまうようなこともあるので、やはり教育委員のような制度があってきちんとチェックをしていく、そういうことがすごく、わからないわけではないんですね。

だけれども、何が気になっているかということ、やはりレイマンである教育委員長さんと実質的な事務方の長である教育長さんとが別々のほうがいいのか、一緒のほうがいいのかというところがまだいまだに、ちょっとどうなのかな、そこら辺がどうなのかなということをおもうんですけれどもね。一番最初のきょうの議題はこれですよということでしょうね。

○委員

本当に、皆さんが常勤だったら、以前も人事もここで決めたいとかいろいろな話があったんだけど、常勤であればできると思うんですよ。例えばあそこにスケジュールがあるんだけど、その一つ一つに決断、裁定してぴしっと指示してやっていくという、さまざまところで決断して指示するという、そういう責任を果たしていかないと全部が見えないという、こういう現実があるわけですね。

それを、例えば月に数回の教育委員会議で、これは教育長報告をやったら、全部報告したら大変なことになるので、そこからピックアップしてのことしか報告していないわけなんですけれども。

○委員

教育委員会議で、ですよ。

○委員

はい。

そうするとやはり、教育長に委任している権限というもの、これはすごくたくさんあると思うんです。これは学校教育だけではない、社会教育の部分もいっぱいありますからね。そういったところをトータルに、お一人お一人の教育委員さん方に承知してもらうというのは、やはり常勤でないとは不可能ですね。

決裁処理だって毎日山とあるわけですから、それを全部目を通して全部決裁していくわけですからね。

○委員

だから、それは不都合だと考えたから、やはり教育委員さんという職責の人にそれをやってもらうよと。教育委員としては全体的な方向性で、ちょっと問題があるときにチェックをするという、その程度ですよ、教育委員会というのは。

○委員

一番大きく体制が揺らぐようなときには、きちんとチェックするというのが大きいでしょうね。

あるいは、市民の声としてこんなことが教育上問題になっていると、あるいは話題になっていることについてチェックすると。

だから、チェック機能というのはすごく大事だと思うんだけど、そういう権限を持っている。それが教育長に対して言えることだと思うし、そのことはやはり教育長は聞かなくてはならないという、この制度は保持されているので。

○委員

僕、さっき委員さんが言ったのは、やはりあれはとても気になる。総合教育会議。やはり、あの性格をはっきりさせたいと思いますね。

首長主催でもいいけれども、これは、教育の問題というのは大事ですからね、根幹にかかわることですから。

○委員

では先生、論点をそちらに移しますか。

○委員

ちょっと待ってください。

さっきのことで、それで、例えば教育長と教育委員長が一体化して教育長になったとしても、教育委員会議を主催するのが教育長であると、これは逆に言うと、教育長の恣意的な運営ということになりやすいと思うんです。

だから、この教育長を除く教育委員の中で座長を決めて、座長が教育委員会議を主催するというような形にしていくと、一つ中立性というのは担保されてくるし、教育長の恣意的な動きというのも防ぐことができるというふうに思うんです。

ですから、今まで教育委員長が司会、主催してやっていたものを、座長を決めて教育長以外の委員がそれを運営するという形にできませんか。

○委員

そういうふうにしていくと大分違ってくるのではないかなと。権力の集中というのは排除できるのではないかなということですね。

○委員

もう一つ思ったんですけれども、合併した最初のころの話なんですけれども、今は委員長さんがいろいろなイベントというんですか、それに出てあいさつをされているんですけれども、発足当時は持ち回りで皆さんが、持ち回りでこれとこれは今年あなたの番とかとって、そんなようなことだったものですから、ほかのイベントにも全ての委員の皆さんがそれぞれ割り当てておいでになれば、新しい座長さんの立場になられる方も大変ねではなくて、みんなで分散できるのではないかと思うんですけれども。

○委員

その座長というのは、今の教育委員長さんのように、1年なり2年なりで固定ではなくて、それぞれの会議ごとに持ち回ると、そういうことですか。

○委員

いや、それは皆さんの意見で決めればいいと。

○委員

組織の長を委員会の長にするのは、僕はちょっと問題だと思います。

例えば、自衛隊のトップを防衛大臣にしたら、困るでしょう。そんなの、シビリアンコントロールが本当に効かなくなってしまいますよ。今までの歴史で、こんなことは嫌というほど僕らは勉強させられてきているんですから。

なのでやはり、今までこれであまきっているじゃないかというのが僕の考えです。

○委員

うん、それはわかるけれども。

だからあえて問題にする必要はないんだけど、でも、法律が施行されるということは、法はやはり遵守しないといけないので、その法律の中でいかにそういったこれまでのよさを維持するかと。そのためにこの会議を開いているわけですから。

法律を否定することはできません。

○委員

また、この法律の成立について意見を言えないでしょうか、国会へ。地方議会に頑張ってもらって。これはだめだといって。

○委員

いや、もう4日の日に閣議決定がされて、国会へ提出されておりますので。

○委員

まあ、今のままでは成立してしまいますね。

○委員

さっき提示した資料のとおりです。

○委員

今言われた、先ほど言っていた教育委員会としての意思というふうなことをうまく教育長さんという人とバランスをとって、けん制し合うということだけではなく、政治的にやっていかないとというふうなことも押さえた上で、委員長がこれではなくなるということであれば、座長というふうな形で制度を運用していきましょうというのはすごくいいアイデア、なるほどと思ったところなんですけれども。

今までと同じように1年交代でやっていただく、1年ごとに改選ですよ。大体2年なんですか。

○委員

委員長は1年です。

○委員

月回りでもいいと思いますけれども。

○委員

月回りだと、1回しかやらないですよ。

○委員

でも1年に3回は来ますし。

○委員

何と言うのか、いろいろなものの伝達にしろ、何か委員としての集約にしろ、やはり1年は固定していたほうがいいのではないですかね、座長として。

○委員

何となくそう思いますけれども、何か、大変ですね。

○委員

あいさつはやはり、先ほど言われたみたいに分散でやられたら、そういう場面があればですけども、それはいいのかもしれないですけどもね。

○委員

先ほど委員さんが言われたように、例えば退職の感謝の会にしろ、新任の会にしろ、何というのか、委員長さんが全部やってみえるんだけれども、やはり教育長としては一人一人の先生方に語り掛けたい、感謝したい、あるいは激励したいという思いがあるから、教育長という立場で現場の教職員が本当によく頑張ってくれたという、感謝の思いはやはり一番知っているわけですよ。

○委員

それが実態になっているわけですね。

○委員

それから、新任式の時でもそう。やはりこれから頑張ってもらいたい、頼むぞという思いをやはり、委員の中で教育長が一番現場に近い人間だから、やはり語りたい、伝えたいなと思うんですね。

また、現場の教職員にとってもやはりそういう思いだと思いますよ。

○委員

そうだと思います。教職員からしたら、何でこの人だろうという感じはあると思うよ、私たちがあいさつすると。

○委員

そういうことは言えますね。そのほうが実態に合っていることは間違いないんですね。

○委員

だから、直接的な学校長にしろ一般職員にしろ、やはり教育長とは直接的な部分で、指導内容にしろ、いろいろな学校運営にしろわかっているし、それぞれプロだという意識もありますから。

だから、教育長の職責を行政職でやっているところもあるんだけど、行政職でやっているとどうしても事務的な部分だけ、深くそこまで関わっての動向というのは難しいし、人事が行えないですね。

要するに指導力、学校訪問をしても、この先生の指導力はどうか、子供との関わりはどうかとぱっと見抜く力があれば人事ができて、この学校をこうするためにこの人をこう活かすという人事ができるんだけど、行政だと恐らく無理ですからね。

では行政が教育長をやっているところはどのようにしているかという、学校現場のものを指導のトップに据えて、そこに人事をやらしているんですね。

○委員

そうすると、今、教育長さんが言われた座長を置くというのは、一つ非常にいいアイデアだということですね。

○委員

言葉がいいですね。座長という。

○委員

ではそういう形で、法律が施行されてから、される前までの間は維持していくと。それで、その期限が終わったときにそういう形に動くという形でいきますかね。

○委員

それで、委員がちらっと言っていたんですけども、11月で委員長職が終わられますよね。そのときに、その後の11月から3月まではもう新しい体制で行ったらどうですかねとかいうふうに言ってみえたんですけども。

○委員

でも、11月の段階では現行制度がまだ続いておりますので。

○委員

教育長が教育委員長になれないと思います。

(休憩)

○委員

今回の地教行法改正案で、二つ目の、首長が教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定するものとする、あるんだけど、これが今の、例えば市長部局の企画部なり総務部でできるものですか。

○委員

いや、無理です。

○委員

どういう面ですか。

○事務局

今、大きな新城市の教育方針は、教育長さんがつくっております。あれが今度できるであろう教育大綱に位置づけられるものだというふうに思うんですが、それを一般行政職につくれというのは、無理ですね。それは、私が教育長から命じられてつくれと言われても、相当難しいです。ですので、教育委員会で作るしかないと思います。

この総合教育会議のメンバーというのは、これは改正後の地教行法の中にうたってありまして、首長と教育委員会というのがメンバーなんです。それで、教育委員会からは、教育委員さんということですので、その二者で構成するという形になっておりますが、主催をするのは首長ですけれども、実質の機能は教育委員会サイドがイニシアチブをとらざるを得ないと思います。

その中で教育大綱を決定していくということですので、ではその議論のたたき台というんですか、それを誰がつくるかといったら、やはり教育委員会でないといけないのかなと思います。

そこのところに首長の思いというのが何らかあると思いますので、それをどの程度盛り込んでいくのかというのがその会議の中での議論で決めていくという形が、おおよそのイメージです。

○委員

その教育大綱を市長が作り出すといったときに、どこかの大学の先生を連れてきて、これがモデルだみたいな、現場のこととか地域の状況とかを別に考えなければ、ぽんと持ってきて、はいこれでやりなさいとなりますよね。

その後の総合教育会議が合議になっているので、そこできちんとこれではまずいよねとか、こういうふうにしようねというふうな話ができるとするならばよいのですが。

○委員

先ほども言いましたように、未来の教育大綱に相当するものは今あるもので何かというと、やはり毎年教育長がつくっている教育方針だと思うんですね。それが一番近いものがあります。

あれは、より教育の現場、学校教育にしても社会教育にしても、その上に立った方針なんです。今、委員さんが言われた、大学の先生にひな型みたいなものをつくっていただくというのもそうなんですけれども、概して地に足がついていないものが多いですね。今までのもの、いろいろなものを見させてください。

そういったものをより地に根ざしていくように議論をしていくというのも一つの手法かなとは思いますが、それよりも前に、より本市に根ざしたものが新城市の場合はあるわけですので、それをもっと有効に活用していくというほうが、すごく合理的であり、実があり、実際の教育により強く資するものかなという気がするんです。

#### ○委員

今、お話を伺って、昔のことを思い出したんですけれども、私、財団法人ヤマハにいたんですけれども、そのときにやはり、幼児の子供たちの教育をどうするかということで、やはり大学の先生がいらっしやったんですね。

だけど、話を聞いてみると、その大学の先生は大学の研究室の中にいただけでは実際に子供がわからないということで、その大学の附属の小学校へ、もう大学の先生をやめて附属の小学校の先生になってそこで研究論文を書いて出してみえた方がいたんです。

ですから、やはり、今事務局でおっしやったように、現場というものを大学の先生ははっきりいって知らない。実際に大学の先生がそこへおりていって研究論文を書いているということはそのあらわれだったんだと、今思ったんですけれども、やはり大学の先生をお願いするという事は相当考えてやらないといけないなということは、今、感じました。

#### ○委員

オブザーバーというかアドバイザーというか、というような形で絡むというのは一つの手法としてありかなという気はします。

#### ○委員

私が申し上げたのは、その教育大綱を市長部局、市長がつくれるかどうかというふうなことに言っているのならばということであって、例えば既にもうここは、新城にはそういうやり方が既にあって、そのままぽんとこれが新城の教育大綱ですと言えるものがあるので、当然それを使われることだろうとは思いますが、仮に市長が教育委員会はけしからん、気に入らないというような感じだとすれば、そういうやり方がとられていますね。自分がつくるのが教育大綱なんだからというふうにしてやることもできてしまいます。悪いことが起きた場合を想定した上で、ちょっと申し上げたんですけれども。

#### ○委員

その意味合いで言うと、現在の3月の本会議で市長が予算大綱を述べ、教育長が教育方針を述べるという、要するに二つの、二権を分立させているというこのシステムというのは、一つの理想のあり方ですよ。

だから、教育委員会の方針としてもやはり二権分立の立場というのを維持していくというのか、教育大綱についてはやはり教育委員会で策定し市長と協議するものとするにいう形的前提があれば、要するにここで総合会議をやればいいわけです。であればそこで、総合会議の中で市長なら市長の意見を多少なり斟酌して考えていくという形であればうまく

中立性が維持できるのではないかなというふうに思いますね。

その大前提をきちんと市長部局と契約しないとイケませんね。取り交わさないと。

○委員

では、今の二権分立という考え方、ちょっと皆さんに、二権分立についてお伺いします。

○委員

権力分立というのは大事だと思うね。一極集中はよくない。

○委員

それを先取りで、新城市の場合は議会でやってきたということ、やはり先見の明があったというのを、そういう点は非常に素晴らしいなと思いますね。

○委員

それで、今の状態がずっと続いていくために、何か文言というか、条例というのはあるんですか。何か、そういうものできちんと決めておくということもできるんですか。

○委員

条例は難しいと思う。上の法律で市長がつくるものとするというふうにもし法律ができたとすると、条例でそれに反することはできないので、条例じゃなくて、例えば市民憲章とかあるいは市長部局との契約という形で調印をするという形ならできると思います。

○委員

何か明確化しておいたほうがいいのかとか思います。

○委員

その辺は、例えば、先ほど議論がありました、いわゆる教育の独立性、中立性というのをどこまでも普遍的に担保していく必要があるのかなと、今回の改正はその関与が従来よりも強くなってきているということだと、たまたま今は教育委員会もそういった考え方だし、今の市長もそういった考え方ですからいいんですけども、人は不変ではないものですから、いずれ変わってしまったときにまたひっくり返されてはよくないので、それをひっくり返されないように、担保するためにどんな手法があるのかということをはっきりと議論をする必要があります。

一つの手段として、今、教育長さんが言われたような契約だとか教育憲章みたいなものを、いわゆる新城市の教育の憲法みたいなものを一つつくっておくということは一つかなという気がしますね。

またこれもちょっと議論する必要があるテーマです。

○委員

今、契約と言われたり憲章と言われたりするんですけども、行政の中でそれらの言葉が示す約束事の位置づけみたいなものとかはどうなのかということが、私がちょっとわからないのですが。

○委員

位置付け。例えば、憲法とかでも17条の憲法みたいに「和をもって尊し」とできるみたいなみたいな、そういうものだったりとか、市民憲章とかだと結構そうじゃないですか。「仲良くします」みたいな話だったりとか、「自然を愛します」みたいな感じだったり、

そういうものではないですよ、ここで言っている教育憲章と言っているのは。

目指すべき姿を明確にするというふうなことでは同じかもしれないですけども、制度としてどういう枠組みをつくっていくのか、どういうつながりとかシステムをつくっていくというのは、ちょっとまた違う話ですよ。それはどういうふうにして決められていくのかなと思います。

○委員

恐らく、細かなことまではとても盛り込めないと思うんですね。すごく概念的なというか、大枠の部分でしかうたえないところなので、どんな項目を盛り込むのか、どんな言い回しにするのか部分はまだこれからの話ですけども、目的としては、教育の中立性、独立性というものを不変に担保するというのが目的です。難しいのは、それを不変のものとして位置づけるためにどういうふうにするのかというところだと思います。

この辺はちょっと、私もしっかり具体の方策としては頭の中に思い描ききれていないんですけども、例えば議会の同意を得るとか、条例ではないんですけども、何がしか公的な担保を得る必要はあるのかなと。

○委員

だから、総合会議の決議をもって議会の同意を得るという形であると、かなりやはり強いものになってくると思うんですね。またそこまでのものにしないと、ゆるぎないものというものにはならないですね。

○委員

1つお尋ねしたいんですけども、この総合教育会議は首長主催というんですね。主催というのは、どういう意味かね。

○委員

地方公共団体の長は、これは市長ですね、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。ということで、その協議をする事項というのは、一つとして、教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策。

それから2点目として、児童、生徒等の生命または身体に現に被害が生じ、またはまさに被害が生ずる恐れがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置の2点について協議をします。

総合教育会議は次に掲げるものをもって構成をする。地方公共団体の長と教育委員会です。

○委員

有識者というのは、入っていなかったですか。

○委員

有識者は、入っていません。

○委員

ない。とれたね、最初は入っていましたね。

○委員

構成員としては、ないです。

ただ、ちょっと読んでいきますと、総合教育会議は地方公共団体の長が招集する。この辺が主催するという意味かなと。招集権は一応首長にあると思われま。

それから、教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があるとするときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事案を示して、総合教育会議の招集を求めることができるということです。

それから次が、総合教育会議は、第1項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者または学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聞くことができる。

ですので、ここでいわゆるアドバイザー的な立場で参画はできるようになっているのかなと。

○委員

決定権はないんですね。アドバイザーですからね。

○委員

決定権はないです。ないです。構成員から外れていますので。

○委員

そこが変わったね。うん。

○委員

はい。

それから、公開とするとか議事録を作成し公表するように努めなければならないとか、構成員はその調整結果を尊重しなければならない。

それから、そのほかに必要な事項がある場合は総合教育会議が定めるというような形になっているんですね。これが総合教育会議の公的なルール、定めです。

○委員

だから、総合教育会議のときは、座長は市長になるというぐらいの決めですね。

○委員

いや、でも、ここで言っている首長と教育委員会により構成されるというのは、教育委員会の教育委員全員が参加するという事なんですかね。

○委員

この場合の教育委員会というのは、教育委員ですか。

○委員

教育長だけが、教育長が一人行けば教育委員会が参加したことになるとか、そういうふうなことはあるのかな。

○委員

それはないんじゃないですかね。

○委員

だから、そうすると、ここでのいわゆる決定権というのは、もし採決をとったら、もち

ろん教育委員が同じ意思であれば教育委員会の意思は強く反映されていくということなんだよね。

○委員

そうなりますね。

○委員

先ほど言われたように、意思決定者は誰なのかというふうなことで、主催者がその話を聞きました、でも意思決定者は責任をとる誰々ですみたいな話になるというふうなことになれば、首長が、みんながそれは反対したけれども自分はやりきってしまうと言って、首長の意見が通るということも。それはないですかね。

○委員

何か、責任の所在なんて言いだしたことがあるからね。

○委員

そう、そのときの所在という。お前らは責任をとれるのかみたいな話になって、自分は首長だから、選挙を通過してきているからみたいなことになるかもしれないですよ。

○委員

あり得るような気がするね、それも。

○委員

それはまだ、有識者が入っていると思ったので、それによってどうにでも左右されるなと思っていたら、確実に教育委員プラス首長なんだよね。

○委員

そうですね。

○委員

7人でやるわけですね。

○委員

だけれども、このところに、首長は総合教育会議において教育委員と協議し、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を斟酌して、教育の振興に関する施策の大綱を策定すると書いてあるでしょう。

これは、主語は首長で述語は策定するですから、だから策定する最終的な権限は誰ですか。

○委員

首長にあるのではないですか。

○委員

みんなの意見を斟酌しながら、参考にしながら最終的には首長が決めると、そういうことではないですか、これは。

○委員

その文面はそうだね。それで、策定することはできるかという最初の話題になったんだけど。

○委員

だけど、例えば教育長さんをやった方が選挙で市長さんになれば、そういうことはできるかもしれません。

○委員

今の話し合いでいくと、教育大綱は一応教育委員会で提案すると。会も、招集をかけるのは市長なんだけど、事務局はやはり教育部でやらざるを得ませんね。

○委員

恐らく、それでないとできないんじゃないですかね。

○委員

何もできないですよ。現実問題ね。

○委員

誰がやるんだという話になりますよね。

○委員

本人、市長が自分で作るとか、悲しいですよそんなの。できるわけがないんですから。

○委員

ということは、実質でいうと、今までいわゆる市長と教育委員の懇談会をやっていたものを公式の場で公開でやるという形のものを、例えば定期的に学期末、7月、12月、ああ、でも12月だともう教育大綱が要ることになりますか。

○委員

そうですね。これも首長が入ってくるものですから、市長と協議をしてどういった形にしていましようというのはなかなか決めないと先に進まないと思いますので、市長がどういうふうを考えて思ったのかという部分をしっかり確認をしないといけないという部分があります。

教育大綱をつくらないといけないので、1回の会議だけで決定が見えるのかというとうかなという気がするんですね。

○委員

1回でできたら、何か、それもおかしいですよ。教育大綱みたいなものが。

○委員

ただ、現実、市長が何回も出るなんていうことは不可能ですからね。

○委員

でも、ほかならぬ教育大綱であるならば、二、三回ぐらい出てくれませんかという気もするんですが。

○委員

市長は市長で予算大綱をつくらないといけない。

○委員

教育委員会は合議制だよということを、ちゃんとうたってあるんですよ。

○委員

教育委員会は合議制なんです。

○委員

それで、賛否をとるなら委員長が決めるというふうに。

○委員

総合教育会議だね。

○委員

うたってあるけれども、これは合議制ということをやってないでしょう。

○委員

この総合教育会議はね。

○委員

わざわざうたわなかったということですよ。言われたとおりのことなんだと思うんですけれども。

○委員

学校で職員がみんなだめを出したって校長がやるんだと言えば通ってしまうんですね。そんな非道なことというのは、あっていいんでしょうか。

○委員

いや、まあ、そのときに。

○委員

まあ、そんな校長はいないですからたまたまいいんだけど。そういう性格の会議になったら困りますよ。さっき委員さんが言ったみたいに、責任をとるのはおれだからおれの言うとおりにやれといったら。

○委員

市長の立場になってみれば、そうですね。

○委員

でも、最大限4年ですよ。

ということは、その4年の最終日までは責任が持てるけれども、その先のことは知らないよという。

○委員

まあ、簡単に言うとそういうことですよ。またそこで民意を、住民の審判を受けないといけないものですからね。

○委員

今回の改正で、首長の意思が通りやすいように、教育長の年限を3年にしているでしょう。3年にしているんだけど、本来、首長が推薦して議会の承認を得てだから、通常はあり得ないんだよね。それで、日本中のもう9割9分ぐらいはうまく協議して進んでいるわけですからね。ごく、本当に一部のところの、マスコミが取り上げたようなところを論拠にして、進んでいるわけですから。

だから、本当は教育のことといったらまさに教育委員会の理念と同じように合議制で、首長とも合議できちんと進めていくというのが一番理想なんですよ。

○委員

その総合教育会議で、委員の意見と首長の意見が対立しましたと、反対になりましたと。

でも、決めるのは私よというふうにして首長が言いましたとなったときに、どう対応するのか、対抗するのかと。

そこを、うちの市長はこんなことをやっていますというふうにして、何らかの、弾劾するという言い方はあれですけども、そういうことに。本当に教育を守るために私たちはこういう意見を出していますというのであるならば、何らかの措置をとらないと、それはそれでまた教育委員会はなくてもいいじゃないかみたいな話ですよ。

○委員

形骸化していくね。

○委員

そういうことですよ。

なので、その形骸化が問題だとするならば、このやり方が形骸化を食いとめる方向だったかどうかという非常に疑問ではあるんですけども。

そこを言ってもしょうがないですよ。これはもう決まったことなので。

○委員

ただ、これは地教行法なんだけれども、施行規則等がこれからつくられてくると思うんだけれども、総合教育会議の決定するものは、二つです。

○委員

要するに、教育を行うための諸条件の整備と、それから地域の実情に応じた教育、学術、文化の振興を図るための重点施策。これともう一つは、児童の、子供たちの生命または身体に現に被害が生じ、あるいは恐れがあるときに緊急に講ずべき措置と、この二つだけです。

これがいわゆる大津等の対応において教育委員会が遅かったということに対して、2番は、そんなぐずぐずしてはだめだと、首長が先頭に立ってすぐやれということを使うということと、その諸条件の整備と、この範囲の二つだけに限定されているならば、いわゆるこれまで教育委員会がソフトの部分で、教育、文化、スポーツで柔軟に対応してきたことについては権限はないということになってくるのではないですか。この二つだけ。

○委員

そういう場合、例えば全国学力調査で日本第1位を目指すなんてことは、これは入ってくることはあり得ないと思う。

○委員

これは、だから地域の実情に応じた教育ということにすれば入るんだけれども、そんなのは地域の実情に。ないことはないね。

学力テストがちょっと、全国でびりだったとか何とかいえば、地域の実情を何とかしないといけないとか、あり得るね。

○委員

あり得ます。

例えば大阪市なんか、まさにそうだよ。あれだって、私、市長が怒るわけもわからないわけではないんです。

○委員

わかりますよね。そんなの、気持ちの上ではわかるんですよ。

○委員

ごく一般的な考え方ですよ、例えば全国学力テストの結果を出したときに、仮に新城市が全国でびりだった場合に、一般市民の感情としてはどうなっているんだと、そういうふうを感じるの。

○委員

必然だね。それは僕だってそう思う。

○委員

そうでしょう。だから、そういうことはあり得るということだよ。

○委員

あと、余り長い間最下位を維持しているというのも、それはどうしたらこんなに堅固に守れるんだという、そういう気持ちにもなりますよね。

○委員

どうなっているんだという、それはあると思うんですよ。

○委員

まあ、そもそも公表するからそうになってしまうんだけど。

○委員

ただ、あくまでも平均点ということはあるので、例えば全国学力テストでトップをとっている県では大学へどれだけ進学しているかという、そういう別の切り口で見ると、やはり違う側面が見えてきますからね。愛知なんかはもう随分高いレベルをとっているし。それはさまざまな観点から見ないといけないんですけれどもね。

○委員

ただ、往々にして、人間というのはそういう数字や何かで出るとわかりやすいものだ、判断しやすい。それで、数字だけにとらわれてしまう。そういうことがあるんです。

○委員

民意を得られやすいしね。

○委員

新城市だってやったことがあるんですよ。図書館の貸し出し利用率が県下で最低でしたから、教育長になったときに、何だこれはということで、指定管理に出さずに直轄にしろデータを出せという感じで、貸し出し期間を長くするとか開館時間を長くするとか貸し出し冊数を多くするとかということで改革をすすめました。

それで、ぐうっと右肩上がりで伸びたけれどもね。やはりあるね、そういうのは。

○委員

仮の話なんだけれども、成績が非常に悪かったと。そうすると、市長が立候補するときの公約の一つに、新城市の教育を全国トップレベルにするという公約を掲げて当選したら、市長は総合教育会議で、おれはこうだからこうやって、頼むぞということは当然あり得えますよね。

○委員

そうすると、学校は学力テスト対策にきゅうきゅうとりますよね。

○委員

まあ、そういうふうになるかもしれないね。

○委員

それは、教育がゆがんでくるね。あり得るわけでしょう。

○委員

まあ、目標をどうするかと、次は教育委員会がどういう目標を立てるかということですから。

○委員

もう一つ思ったのは、いじめのときとか生徒、児童の生命をというところにも関わってくるよということだったと思うんですけども、それは確かに考えなければいけないところだと思いますけれども、あれですよね、マスコミが言っているようなやり方をそのままスピーディーにやるというのは、先に言われたように拙速だとか、いろいろなことを配慮しながら、場合によっては被害児童、被害生徒のプライバシーみたいなものにすぐ踏み込まなければいけないことであったりして、そこが明らかになっていない、どうするんだというふうにしてマスコミは言うし、それを読んだ人たちはそうだと、何でこんな隠蔽体質なんだというふうにして言いますけれども、ではあなたが被害者の立場だったらどうかという、そうではないと思うんですよ。

速やかなのか、それからあらゆることがあからさまにされているのかみたいな、そういう観点から公正であるかどうかみたいな見方をしていると思うんですね。

いろいろな配慮から、出せない情報があったりしますよね。秘密にするのがいいわけではないかもしれないですけども、出せない、今は無理とか、関係者というふうなことがこちらだけは今は言えるけれども、ではこちらの見方ができていない状況でこちらから見た話だけをしてもいいのかとか、ありますよね。

それを選挙を背負っている市長が、市民はその情報の公開を求めているからといって、もう、今ありったけのものを、わかっている全てを出しますと言ったとして、今わかっている全てということと、この事件の全てというのはぜんぜん違うものと私はちょっと思うんですけどもね。

私は大津のときに、そんなもっと情報を出せ、もっと情報を出せという、その気持ちのほうはわからないと思いました。

○委員

言葉が足りないというんですか、言えない、何というのか、言えないことはあるんですけども、そこをやはり対応力というのかしら、それを高めていただくということなんですか。

言えないことはあるんですけども、もう少しみんなが納得、私たちもテレビを見ていて何か言葉が足りないなと思ったんですよ。

でも、余分なことを言うわけにはいかないけれども、もう少し心理学的に言える言葉っ

であるのではないかというのか。

○委員

伝え方のノウハウみたいなものはあるかもしれないですね。

○委員

ああ、そうそう。

○委員

やはり、大津の場合は対応のまずさというのがすごく出ていたね。

○委員

対応のまずさはあったと。

○委員

そういうことは、テレビを見ていても、ああ、ここは上手に対応しているなというのと、逆にもう少し対応を何とかならないのかなと、私たちが見てもそういうふうに思うことはありますからね。

○委員

それに関しては想定し得ることなので、ここで起こったらどういうふうな順番でどういう調査の体制を整えて、どういうふうにしてマスコミに出していくのかというふうなこととか、両方弁護士さんにちゃんとついてもらって、被害者も加害者もきちんと一定の保護をしながら出すというのは、責任を持って情報を出していくというのはどういうことかというふうなノウハウを身につけるのは、それは必要ですね。プロとしてやっていたかなければいけないということですね。

○委員

だから、いざというときに、どういうときにこの会議を設けるかはわからないけれども、例えば新城でも、例えば黄柳野高校で子供さんが、寮の火災で亡くなってしまった、あれはたまたま高校の話なんだけれども、もし大事件が起きたときにどういう形でこの総合教育会議を設けて、それでどういう体制をとっていくかというようなことについては、ある程度具体的なものをやっておいたほうがいいかもしれないですね。

今の世の中、何が起こるかわからないところがありますからね。幾ら田舎の町だといってもね。

○委員

やはり、いじめを、いじめがなければならぬに越したことはないと思いますけれども、でも、いじめって今すごく問題になりますが、昔のいじめはもっと根深かったし当たり前のようだったと思うんですね。それがいろいろな社会構造自体がいじめだったりした時代もあります。

だから、決して今始まったことではないし、今の教育委員会だけが責められていることではないというふうな気持ちになって、いじめは必ず起こっていると思うので、いじめが起こっている、それに対して、やはり大人としてというか教育委員会として関与しなければいけないことだったりするのかみたいなことを、初めからラインを決めていくようなことではないと思いますけれども、ここが限界点というのを感じてもらって、ちゃんと乗り

出すときにはきちんと乗り出せる体制を、起こり得るものとしてつくっておくということが危機管理というものかなという気がします。

○委員

今までは教育委員会のほうがきちんと対応をしてくれていたけれども、こういう形で市長が、首長が関わってくるというふうになると、ある程度マニュアルのような形で定めておいたほうがやり易いかもしいですね。

○委員

体制の整い方で。

○委員

体制を整えてしまったほうがね。

○委員

市長がではなくて、今度は市長を批判する立場の人が市長を叩く材料として、あれはどんなになっている、こうなっているといつて、マスコミをけしかけてやらせてくるということもあると思うんですね。

○委員

ああ、それは当然考えられるよね。

○委員

ありますよね。そこに対して毅然としてどういう、教育委員会はどうか、総合教育会議はというふうな形で姿勢を示せるかというの、説得力としては必要になってくるのかなど。

○委員

この総合教育会議と教育委員会議との関わりもあると思うんです。つまり、生命、身体にかかわるようなものは当然のことだけれども、それ以前のものというのは非常にたくさんあって、それが教育委員会議の段階、あるいは学校の段階、学級の段階といろいろあると思うんですね。

今は非常に過敏な社会なので、僕らも学校だけのものであろう、担任レベルで何とか解決できないかという問題もどんどん上がってくるという時代ですから、それを一つ一つ教育委員会を開いてどうこうなどということではできる話ではないし、そこら辺の見定めというのがやはり一つポイントになるね。

○委員

ちょっと前に、給食のご飯の中に虫が入っていた。それがやはりこちらに上がってきて、昔だったら、担任の先生はとり除いて食べてしまえばいいなんておっしゃって、そのぐらいのレベルのことが上がってくるという話ですね。

○委員

新城にないわけではないけれども、学校できちんと指導して、保護者には全部連絡して学校レベルでやっているの。

別に、マスコミに記者会見して公表するようなことではないと思うんですよ。毒でも入っていれば別だけれどもね。

だから、今はもう何というか、無菌状態、完璧でなければいけないですからね、全部。髪の毛1本入っていたって大変なことです。調理員さん、気を付けてしっかりやっていますよ。

○委員

申し訳ないですけども、そんなことで謝ったりしません。とっておいてと、それぐらいの話でいいですよ。

○委員

それは難しいですよ。今、春で青菜がいっぱいとれるけれども、そんなところに虫ぐらいはいるんですから、きれいに洗ったって残ることはあるんですから。

だけど、できるだけ完璧を期して、それぞれ調理員さんたちが頑張っていたけるんですけれどもね。

○委員

本当にそうですよね。これぐらいはどうなのという、子供でさえ何かあったときに、1年生が先生と言っていくレベルと、五、六年生が先生と言っていくレベルは全然違うので、そこはもう学級担任の先生が校長先生に言っていくレベルと、校長先生が教育委員会と言ってくるレベルというのは、こなれていてほしいですよ。

それは知らなかったとか、責めるほうも責めるほうなんですけれどもね。

○委員

だけど、その辺の境目がなくなった時代だね。

○委員

そうですね。

○委員

もう何でも、ではと行ってすぐ新聞社へ行くとか、すぐ議員さんのところへ行くとか、すぐ教育長のところへ行くとか、すぐ文科省へ行くとか、そういう時代ですから。

電話1本でも、では県教委にかけますなどという感じで、別にかけたってどうということはないんだけど、何か文科省や県教委にかけると、解決が早くなるわけでもないし市教委がそれに対しておじけづくわけでも何でもないんだけど、何か一般だとそのほうが効果があるような感じというのはあるんだよね。

○委員

先の総合教育会議について言えば、私は多分、ここに市長さんが入って皆さんでいろいろ相談して協議していくんだけど、大体教育長さんを中心にして事務局のほうで原案をつくって、それを協議してということで、そんなに問題はないのではないかなと思うんですよ。

ただ、すごく極端なことを言えば別だよ。また先の学力テストのどうのこうのというようなことをいえば別だけど、普通の場合は1番のほうはスムーズに行くと思うんですね。2番のほうは、現実にこういう状況で総合教育会議を開かなければならないような場面が出たときには、やはりまず実情の報告を受けて、では教育委員会としてはどういうふうに対応するんだというような話を聞きながら、やはりこの場合はそうやって頼むぞと

いかかもしれないし、これはこうやってやれと指示があるかもしれないし、大体そんなことかなというふうには思いますけれどもね。

○委員

自殺したとか、あるいは犯罪行為を犯したとかというような場合だったら、やはり緊急的に教育委員会議を開いて、それから総合教育会議をやるという形なんだろうね。

○委員

例えばこの間東郷小学校であったような薬物の問題、ああいうのが出てきた場合はどうなるんですか。

○委員

これは、今はここには書いていないね。

○委員

書いていないね。だから、教育委員会議だね。

○委員

その後、教育総合会議でやることというのは決まっているから。二つ。

○委員

限定された案件について教育総合会議を開きます

○委員

でも、今、世の中の事情を見ていると、例えば運動会を中止しろと、そういうふうにしなないと爆破するぞとか、時々そんなようなのがあって、いろいろなところで。

そういうような、もし事案があったような場合はこれに関わってくるので、会議が招集されることはあるかもしれないですね。その場合はね。

そういうような脅しに負けずに開催するのか、まず1日様子を見るのかとか、そういう判断がすごく大事になってくることもあるものですからね。

○委員

ネット社会ですから、幾らでも起こり得るね。

○委員

ええ、そういうことがないとは限らないね。

○委員

新城市民だけじゃない、とんでもないところからぱっとネットで入ってくるということだってあるもんね。

○委員

それで、これまでも市長がここへ来て、これはどうなっているんだ、こうしたらどうだというようなことを言うことはないのか。やはり、その気になれば来れるんでしょう。

○委員

それは来れます。ほかの案件でもお見えになったり、こちらが行ったりするし、新城市では情報交換はいつもやっています。

○委員

先の犬山の市長さんが変わったときの教育委員会と市長さんとの対立とか、先の教科書

採択の竹富町の問題だとか、いろいろな場合で、いつまでも対立が続いてということは、現実には起きてはいるわけです。

○委員

結構新聞報道にもなっていましたからね。犬山は。

○委員

対立というのは悪いことではないですよ、必ずしもね。

○委員

対立するのは悪いことではないですけども。

○委員長職務代理者

悪いことではない、民主主義というのはそういうものですから。

○委員

ただ、第三者がそれを利用してどうのこうのということなのではないですかね。

○委員

それが進まないと問題になるということ。

今いただいたものの7ページのところに、2の教育委員会の8なんですが、総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならないというふうにして書いてあるんですけども。

○委員

総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

これは、具体的にちょっと説明してもらっていいですか。

○事務局

私もまだ条文をよく読みこんではいないんですが、要は、総合教育会議において議論され、ある一定の方向が見出された事案については、この構成員というのは市長と教育委員会ですね、双方がそれぞれ尊重しなければなりませんよという、至極当たり前のことを書いているものだと思いますけれども。

ですので、特に意見が反発してしまったというか、対立した場合でも、協議の結果一つの方向性が見出されたときにはその決定事項を尊重しなさいという、民主主義の基本となるうたい文句ではないかなと思うんですけども。

○委員

構成員の事務の調整の指し示すところがちょっとわかりづらくて、もっとわかりやすい話の仕方、状況が、これがわかる人はそんなにいないですよ。構成員の事務の調整というのが。事務というのが何だかわからないし。

○事務局

構成員の事務の調整というのは、その前の、というか第1項のところですね、6ページに上がってくるんですが、第1条の4でそういう教育会議の規定がありますね。首長は大綱の策定及び次に掲げる二つのことについての協議、並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員、というのは首長と教育委員会ですね、の事務の調整を行うためにこの会議を

設けますよと。

○委員

事務の調整というのが、協議ということなんですか。では。

○事務局

だと思います。

○委員

事務の調整というのは、例えば教育長さんには当然事務局を指導監督するというのか、そういうことがありますよね。だから、そういうようなことを教育長さんに任せるよと、このことについては、この事務は全てやってほしいよとか、そういう当たり前のことなのかね。

それとも、例えば先にも言っていた座長を決めるので、その座長さんは1年間は頼みますよと、それも一応事務の調整ですよ。多分、そういうようなことも含んでいるのかね。

ちょっと、余り具体的ではないのでわかりにくいんだけど。

○委員

1の次の9のところを見ますと、総合教育会議の運営に関し必要な事項は総合教育会議が定めるということは、何かいろいろな細かいことを決めていいよということになりますよね。何か、これで救われるという感じもしますけれども。

○委員

これは会議の運営に関することを決めるということですので。どうなんでしょうね。

○委員

運営に関し必要な事項ですか。運営だけですか。

○事務局

だと思いますね。

例えば、ぱっと思い浮かぶのは、総合教育会議というのは例えば年何回開くだとか、その事務局はどこに置くだとか、主催は市長と法律で決められているので、後はこまごまとしたことのような気がするんですけどもね。

○委員

議長は誰がやるとか、記録をとらなければいけないとか、そういうふうなことということですね。

○事務局

だと思いますけれどもね。

会議の運営事項、運営に関し必要な事項を定めます。

○委員

また、これの解説書が出ますよね。そのうち。

○事務局

これが通常、この国会で可決されますと、文科省のほうから細かな、これは法律ですので施行令だとか施行規則だとかというものが、恐らくはもうできているはずなんですけれども、なかなか、まだ現段階では出されていないものですから、そういったものがざっと

出されると同時に逐条解説的なものが恐らく出るはずですね。

○委員

この総合教育会議、先もちょっと何回ぐらい開くかという、定例のやつ。臨時は当然、2番等に関してあるんだけど、定例はやはり開くべきだと思うんですね。

今まで、市長さんを囲んで2回ぐらいやっていたのでしょうか。

○委員

法令でこう定まってくるとなると、やはり年2回は設けて、その後ちょっと情報交換会ぐらいをやるぐらいの感じでしょうか。

○委員

1回は教育大綱についてきちんとやらないといけないんですよ。

○委員

やらないといけないね。その時期はいつになるのでしょうか。なかなか難しいですよ、あの時期は。

○委員

タイミングは難しいですね。

○委員

次年度のことですのでね。

○委員

ええ。

かといって、年が変わってからでは遅すぎるしね。

○委員

何というんですか、法律でこういうふうに総合教育会議というのが定められてしまったものですから、これは開かないといけないのですけれども、では、その公式な会議だけで全てを決めていくということができるのか。

できればそれは理想だと思うんですけれども、なかなか市長も忙しいものですから、スケジュールがとれないという話になると、事前の段階である程度の協議を水面下で。

○委員

意識を共有しておくということですね。

○委員

ええ。しておいて、半分形式的なものにはなってしまうんですけれども、総合教育会議というものをあるタイミングで開催して、決定をみるというようなのも運用の一つにはあるんですね。

○

そうですね。だから、先にも言ったけれども、第1条の4の1のほうについては多分それで済んでしまうと思うんですね。

ただ、2のような事態が起これば緊急に設けると。

○委員

これはぶっつけ本番で、緊急、臨時の会議を招集しないといけません。

○委員

市長さんの職務だとかいろいろなことを考えたって、そんなたびたび開けるものではないですからね。

○委員

相当難しいですね。

○委員

そうすると、時期的に考えると、12月がありますから、1月の下旬ですか。

○委員

ちょうど予算の査定がされているので、その合間を縫っていくんですね。

○委員

2月の初旬では遅いか。1月の下旬、2月の初旬。

1月中旬から2月中旬にかけてというところだよ、教育大綱は。

○事務局

予算大綱説明というのが市長の中に大きなものとしてあるものですから、それもやはり、大概1月の下旬あたりまでで当初予算の骨格をもう決めきってしまうんですよ。

それが決まって予算大綱をつくり出す。2月の半ばぐらいに予算発表を、記者発表をするんですね。それに間に合わなくてもいいんですけども、ただ、方針というんですか大枠はもうそこらまでに固まっていなくて予算発表するものがしっかりできないという部分があるものですから、やはり教育長さんが言われるように、教育方針も教育大綱もタイミングとしては同じなんですね。

1月の半ばから2月の半ばぐらいにかけてというのが一つのターゲットかなと。

○委員

一つはそこで教育大綱をやると。もう1回はどこでやるかだね。

○委員

仮に年間に3回できるのであれば、1回はどういう方針でやるかというふうな骨組みを、こういうことをコンテンツに入れていって、こういう方向を示しましょう、これで作っていただきましょうというのを1回やる。

それが全部できて、こういうふうにしてできましたと確認するような会議を1回やる。それに対して効果測定というか、本当に1年間それをやった後でこうだったねというのを1回やる。

3回だったらそれができるなと思ったんですけども。2回だとするとどのポイントが重要になってくるのかというふうにして、でき上がったところでみんなに確認するのはいいという形にして、あれですか。初めに、1月の半ばぐらいだと、これからこういうふうな形でつくりますねという会議ということですよ。

○委員

2月中旬までにはでき上がっていないと。

だから、市長の予算大綱と同じ時期にもうでき上がっていないといけませんでしょう。

○委員

だから、そんなたびに会議はできないと思われる。

○委員

そうですね。

○委員

だから、この教育委員会議で今のような意見調整をやることはできると思うけれども。

○委員

ああ、そうですね。

○委員

そう、こういう会議ができると、その前にこちらの意思を確認してとか、そういう調整をしてというのがまたあるんですよ。当然ね。

そこに、総合教育会議に上げる大綱をここでちゃんと考えますというふうなのをやって、さらにそこで、総合会議のほうでこんな感じだけれどもというふうにして市長と協議をするという、そういう感じですね。そうなるんですね。

○委員

まあ、そうですね。段取りとしてはね。

○委員

そうですね。だとすればあれですけども。

○委員

そんな、現実には教育長さんが一番大変なんですからね。

○委員

そこで全部つくるわけではないのだったら、そうですね。そんなに何度も何度もやるというよりは。

○委員

あと1回、定例はあれかな。7、8、9のどこかふさわしいところでということだろうね。

1学期の終わった段階、あるいは夏が終わって年度半ばのところ。

○委員

学校訪問とか運動会とかが続かないときのほうがいいですね。

○委員

夏休みしかないと思う。

○委員

いいのではないですか。1学期の様子を見て現状を報告しながらそこでやるというのが、タイミング的にもいいかなと思う。

○委員

委員が言われた、3回やれば理想ですね、そのうちの1回が決算というんですか、実績を見てその反省会も含めという話になると、最終的には3月の末でひとつ切りがつくんですが、ただ、役所は金銭の面では5月末が完全な締めになりますので、そこからというところ6、7、8というタイミングで、あと、寄りやすい、学校行事がそうないという話にな

ると夏休み、7月の終わりから8月にかけてという話になると、ちょうどその辺の実績も整理ができてというタイミングになるので、いいかなという気がしますね。

○委員

それから、次回は。

これはしばらく話題にしていかないとならない話なので。

○委員

それで、特に④、新城教育憲章といったものを目指すということであれば、その案をもって、まだこれから全然どうなるかはわからないけれども、そこについて話し合っていないといけないですからね。いわゆる教育の中立性、普遍性を維持するための大もとになってくるので。

○委員

大体、当分の間は一月に1回ぐらい、臨時教育委員会会議をやって。

○委員

決め打ちでやったほうがいいか、定例の前に研修会をやっていきますね。

○委員

研修会をね。

○委員

そこで済ましていくか。

○委員

研修会ではできないですね。ちょっと時間をかけたほうがいいね。大事なことですからね。

では、それについては委員長がきょうはいないし、次の教育委員会議でお願いします。

委 員 長

委 員

委 員

委 員

委 員

教 育 長

書 記